

## 令和6年度霞ヶ浦北浦漁業構造改革緊急対策事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、物価の急激な高騰の影響を受けている霞ヶ浦北浦の漁業者の経営安定を図るため、新たな収入源の確保を目的として漁法の多角化に取り組む漁業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付等については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) トロール

小型機船底びき網漁業のうち、その他の小型機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）をいう。

#### (2) 定置性漁法

霞ヶ浦北浦における知事許可に基づく雑魚さし網漁業、建網漁業（ます網漁業）及び第2種共同漁業権に基づく張網漁業（大型雑魚張網漁業、小型雑魚張網漁業）をいう。

### (補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助率及び補助対象経費については、別表1のとおりとする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の第1号に該当し、かつ第2号又は第3号の要件に該当する者とする。

- (1) 霞ヶ浦北浦において、トロールの許可を持ち、定置性漁法の導入により操業の多角化に取り組む漁業者。
- (2) 霞ヶ浦で操業する漁業者にあつては、トロールを令和5年7、8月に5日以上操業した実績を有すること。
- (3) 北浦で操業する漁業者にあつては、トロールを令和5年に1日以上操業した実績を有すること。

### (補助回数の制限)

第5条 補助金の交付は、一の漁業者に対し1度までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を令和6年7月26日までに知事に提出しなければならない。申請にあたっては、紙による申請のほか、電子申請・届出システムによる申請もできるものとする。また、交付申請に必要な書類は以下のとおりとし、別表2に掲げる書類を添付するものとする。

必要書類	電子申請の場合	紙申請の場合
補助金交付申請書（様式第1号）	要	要
添付書類（別表2）	要	要

- 2 申請者は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない者については、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第7条 知事は、前条第1項の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、前条第1項の補助申請額の合計額が予算額を超える場合には、別表1（1）操業の多角化支援の補助対象となる日数を減ずることにより、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の廃止)

第9条 補助事業者は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）を廃止しようとする時は、補助金廃止承認申請書（様式第4号）により知事の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期日までに完了しないとき又は、その遂行が困難になった場合は、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行中知事の要求があったときは、速やかに事業遂行状況報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和7年1月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）を別表3に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 第6条第2項ただし書きにより交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出する場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第2項ただし書きにより交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税等仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに報告し、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 補助金の額の確定の通知は、補助金額確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

(交付決定等の取り消し)

第13条 知事は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(証拠書類の保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5ヶ年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した日から3年間は本事業で行った漁法により操業した記録を操業日誌等に記載し、整理しなければならない。

3 補助事業者は、前項で整理した操業した記録について知事の要求があったときは、速やかに知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第16条 この要綱により知事に提出する書類は、全て霞ヶ浦北浦水産事務所長を経由しなければならない。

(附 則)

1 この要綱は令和6年7月8日から施行する。

別表1（第3条関係：補助対象事業等）

補助対象事業	補助率	補助対象経費	補助要件
(1) 操業の多角化支援	定額	令和6年7月21日から12月31日の期間にトロールに出漁せず、定置性漁法に出漁したことに対する奨励金（1日あたり25,000円）を10日間分（250,000円）交付する。ただし、予算の範囲内で交付するものとする。	張網漁業又はさし網漁業のいずれか一つの漁法により、日曜日及び水曜日を除き10日間操業すること。
(2) 漁具導入費用補助	2/3以内	令和6年7月21日から12月16日の期間に張網漁業やさし網漁業に使用する漁網等 <sup>※1</sup> の購入、又は補修に要した経費。ただし、45,000円（張網漁業に使用する漁網等を購入する場合に限っては100,000円）を上限とする。	次の全てを満たすこと。 ア（1）の事業と併せて申請すること。 <sup>※2</sup> イ 導入しようとする漁具を使用する漁業の許可又は行使する権利を有していること。 ウ（1）の事業の開始日までに納入されること。

※1 漁網等には、漁網、浮き、おもり、ロープ、漁網を定置するための杭を含む。

※2（2）の事業は、（1）の事業と併せて実施するものとする。

別表2（第6条関係：補助金交付申請書添付書類）

1. 補助金交付申請に関する申告書兼同意書（様式第2号）
2. 漁具購入等に係る見積書（あて先に申請者名が明記されたもの）

別表3（第11条関係：実績報告書添付書類）

1. 漁網等の購入等に係る支出証拠書類（領収書の写し等であて先に申請者が明記されたもの）
2. 購入又は補修した漁網等の写真
3. 茨城県霞ヶ浦北浦海区知事許可漁業の許可等に関する取扱方針に基づく操業日誌の写し（事業実施日の操業状況を判断できるもので、空欄に漁協支部長又は他の漁業者の署名があるもの。ただし、定置性漁法の漁業の許可又は行使する権利を有しない者にあつては、従事した当該許可又は権利を有する漁業者の操業日誌の写しに自署したもの。）
4. 操業の前後を撮影した写真（すべての操業日ごとに撮影したもの）
5. 売上伝票の写し（販売があった場合に限る。）

年 月 日

茨城県知事 殿

(申請者)

住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

トロール許可番号 第 \_\_\_\_\_ 号

令和6年度霞ヶ浦北浦漁業構造改革緊急対策事業費補助金交付申請書

令和6年度霞ヶ浦北浦漁業構造改革緊急対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金 \_\_\_\_\_ 円の交付を申請します。

1 事業の目的及び内容

経費がかかりにくい定置性漁法の習熟を図り、獲れる魚による安定的な収入確保を目指すため、次のことを行う。

(1) 次の定置性漁法により、10日間操業する。

張網漁業       さし網漁業

(2) 次の漁具を購入・修繕する。

張網               さし網

※各項目のいずれかの□に✓すること。

2 補助事業完了予定年月日      令和      年      月      日

### 3 補助金の額

#### (1) 操業の多角化支援

①補助申請額
円

※補助額は10日分(250,000円)を上限とするが、補助申請額の合計額が予算額を超える場合には、補助対象となる日数を減ずることにより、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。ただし、その場合であっても10日間は操業する必要がある。

#### (2) 漁具導入費用補助

②漁具購入・補修費用 (補助対象経費)	③補助申請額 (②×2÷3(1円未満切り捨て))	自己負担 (②-③)
円	円	円

#### (3) 申請しようとする補助金額

(①+③) 円
---------

### 4 補助金の受領方法 口座振替払

口座振込先金融 機関名	銀行	支店
預金種目	1. 普通      2. 当座      3. その他 (      )	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

※申請人名義の口座を記載すること。名義が異なる口座は受け付けられないので注意すること。

### 5 添付書類

- ・補助金交付申請に関する申告書兼同意書(様式第2号)
- ・漁具購入等に係る見積書(あて先に申請者名が明記されたもの)

茨城県知事 殿

(申請者)

住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

トロール許可番号 第 \_\_\_\_\_ 号

補助金交付申請に関する申告書兼同意書

令和6年度霞ヶ浦北浦漁業構造改革緊急対策事業費補助金の交付申請にあたり、下記について申告及び同意します。

記

1 定置性漁法の漁業の許可又は行使する権利【いずれか一つを選択】

(1) 私は、定置性漁法の漁業の許可又は行使する権利を有しています。

(2) 私は、定置性漁法の漁業の許可又は行使する権利を有していないため、当該許可又は権利を有する漁業者に従事して本事業を実施します。

(許可又は権利を有する漁業者の氏名 )

2 これまで県に提出した操業日誌について、補助対象者の要件を確認する目的で使用することに同意します。

注：この事業における定置性漁法とは、霞ヶ浦北浦における知事許可に基づく雑魚さし網漁業、建網漁業（ます網漁業）及び第2種共同漁業権に基づく張網漁業（大型雑魚張網漁業、小型雑魚張網漁業）をいう。



殿

茨城県知事

令和6年度霞ヶ浦北浦漁業構造改革緊急対策事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、標記補助金については、令和6年度霞ヶ浦北浦漁業構造改革緊急対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、 年 月 日をもって申請があった令和6年度霞ヶ浦北浦漁業構造改革緊急対策事業費補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。 金 円
- 3 漁具導入に係る補助金の額の確定は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額または補助金の交付決定額のいずれか低い額とする。
- 4 補助事業者は、令和6年度霞ヶ浦北浦漁業構造改革緊急対策事業費補助金交付要綱第1条に掲げる法令及び交付要綱で定めるところに従わなければならない。
- 5 補助金に係る消費税相当額については、交付要綱に定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

(申請者)

住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

トロール許可番号 第 \_\_\_\_\_ 号

令和6年度霞ヶ浦北浦漁業構造改革緊急対策事業費補助金廃止承認申請書

令和 年 月 日付け漁第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定の通知があった事業について、次のとおり廃止したいので、令和6年度霞ヶ浦北浦漁業構造改革緊急対策事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により承認を申請します。

廃止の内容	
廃止の理由	
廃止の時期	

年 月 日

茨城県知事 殿

(申請者)

住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

トロール許可番号 第 \_\_\_\_\_ 号

令和6年度霞ヶ浦北浦漁業構造改革緊急対策事業費補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け漁第 \_\_\_\_\_ 号で補助金交付決定通知のあった事業について、令和 年 月 日現在の状況を下記のとおり報告します。

記

1 漁具導入費用補助

<p><input type="checkbox"/> <u>実施済の場合</u></p> <p>導入・修繕した漁具（ <input type="checkbox"/> 張網漁業 <input type="checkbox"/> さし網漁業 ）</p> <p>要した費用： _____ 円</p> <p>納品日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p><input type="checkbox"/> <u>これから実施する予定がある場合</u></p> <p>導入・修繕する漁具（ <input type="checkbox"/> 張網漁業 <input type="checkbox"/> さし網漁業 ）</p> <p>要する費用： _____ 円</p> <p>納品予定日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p><input type="checkbox"/> <u>実施しない</u></p>
---

※該当の□に✓すること。

2 操業の多角化支援

定置性漁法の出漁日数

計画	実績
10日	日

年 月 日

茨城県知事 殿

(申請者)

住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

トロール許可番号 第 \_\_\_\_\_ 号

令和6年度霞ヶ浦北浦漁業構造改革緊急対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け漁第 \_\_\_\_\_ 号で補助金交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、令和6年度霞ヶ浦北浦漁業構造改革緊急対策事業費補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

1 事業実施日（実施した定置性漁法）

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

## 2 補助金の額

### (1) 操業の多角化支援

定置性漁法の 出漁日数	①補助金の額
日	円

### (2) 漁具導入費用補助

②漁具購入・補修費用 (補助対象経費)	③補助金の額 (②×2÷3 (1円未満切り捨て))	自己負担 (②－③)
円	円	円

### (3) 補助金の額

(①+③)	円
-------	---

## 3 添付書類

- ・漁網等の購入等に係る支出証拠書類（領収書の写し等であて先に申請者が明記されたもの）
- ・購入又は補修した漁網等の写真
- ・茨城県霞ヶ浦北浦海区知事許可漁業の許可等に関する取扱方針に基づく操業日誌の写し（事業実施日の操業状況を判断できるもので、空欄に漁協支部長又は他の漁業者の署名があるもの。ただし、定置性漁法の漁業の許可又は行使する権利を有しない者にあつては、従事した当該許可又は権利を有する漁業者の操業日誌の写しに自署したもの。）
- ・操業の前後を撮影した写真（すべての操業日ごとに撮影したもの）
- ・売上伝票の写し（販売があった場合に限る。）

茨城県知事 殿

(申請者)

住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

トロール許可番号 第 \_\_\_\_\_ 号

補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け漁第 \_\_\_\_\_ 号で補助金交付決定通知のあった補助金について、令和6年度霞ヶ浦北浦漁業構造改革緊急対策事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 令和6年度霞ヶ浦北浦漁業構造改革緊急対策事業費補助金交付要綱第11条に基づく確定額  
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額  
円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
円

(注) その他参考となる資料を添付すること。

様式第 8 号（第 12 条関係）

漁 第 号  
令和 年 月 日

殿

茨城県知事

令和 6 年度霞ヶ浦北浦漁業構造改革緊急対策事業費補助金額の確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった標記補助金については、令和 6 年度霞ヶ浦北浦漁業構造改革緊急対策事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額 金 円